

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 25 日

各農政局生産部環境・技術課長 殿
北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課長 殿

農産局技術普及課
生産資材対策室長

新たな農業機械安全性検査制度の運用開始に伴う農業機械の型式選定に関する農業者への指導の徹底について

平素より農作業安全の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、「新たな農業機械安全性検査制度への対応について」（令和 7 年 3 月 25 日付け 6 農産第 5120 号農産局長通知）において、農業機械の型式選定に当たり同検査の合格機を優先するよう都道府県に対して農業者への指導をお願いしたところです。

当該取組に関し、下記の各事項について御検討いただくよう、貴職より管下の都道府県担当課あて御依頼願います。

記

- 1 農業者への指導に当たり、次に掲げる情報提供の機会を活用し、検査合格機からの選定を推奨すること
 - ・ 普及指導員等による普及指導活動の機会
 - ・ 地方自治体、農業団体等が行う農業機械作業研修又は熱中症対策研修の機会
- 2 都道府県、市町村における農業機械導入に係る補助事業等において、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知）と同等の要件を課すこと

[参考]

検査合格機については、過年度分を含めて国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のWEBサイトで検索できるほか、令和 7 年度以降の検査合格機については、各農業機械メーカーのWEBサイト、製品カタログ等に合格証票が掲載されます。

担当：
農林水産省農産局技術普及課
生産資材対策室 機械・安全U
宮本、皆川、中村、山本
TEL：03-6744-2107